

■ スポーツ安全保険 保険金の請求手続きについて（平成 24 年度版）■

平成 23 年 4 月より、MFJ 会員の皆様の競技活動時における事故は、新補償制度「スポーツ安全保険」が適用されます。

■ スポーツ安全保険とは

(財)スポーツ安全協会が契約者となり、MFJライセンス取得者※を被保険者とし、損害保険会社9社との間に傷害保険(突然死葬祭費用保険を含む)を一括契約した補償制度

※MFJライセンス取得者とは・・・MFJ競技ライセンス(エンジョイ資格含む)取得者、および、スポーツ安全保険に加入しているMFJ競技役員・講師ライセンス取得者

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償

突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全・脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

■ 対象となる事故は(日本国内での団体活動中が対象)

団体での活動中 MFJ公認または承認登録された競技会の公式日程期間(MFJが公認・承認した競技会期間)内で、かつ当該競技会主催者の統轄下において行われた競技(決勝)・予選・練習中の事故

団体活動への往復中 MFJ公認または承認された競技会に参加している者の、当該競技会の経路往復中の事故

■ 保険責任期間

平成 24 年 4 月 1 日午前 0 時 から 平成 25 年 3 月 31 日午後 12 時 まで

(年度途中での取得者は、そのライセンス登録手続き完了日の翌日午前 0 時から平成 25 年 3 月 31 日午後 12 時まで)

■ 補償内容

傷害保険 死亡:2,000 万円 後遺障害:3,000 万円(最高) 入院:4,000 円(日額) 通院:1,500 円(日額)

※上記補償内容は、対象となる治療期間および限度日数があります。

突然死葬祭費用保険 180 万円(支払限度)

※事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金を減額してお支払することがあります。

また、保険金請求権には時効がありますのでご注意ください。

※事由によっては保険金が支払われない場合がありますので、(財)スポーツ安全協会発行の資料(保険金が支払われない主な場合)などをご覧ください。

この「スポーツ安全保険」の詳細内容は、(財)スポーツ安全協会のホームページ「資料請求」内に掲載されている

●スポーツ安全保険のあらまし ●スポーツ安全保険の解説 などをご覧ください。

(財)スポーツ安全協会ホームページアドレス : <http://www.sportsanzen.org>

競技活動中におけがをしたら、以下をよくお読みいただき各種手続きを行ってください。

●傷害保険金(入通院保険金)の場合

①大会事務局に必ず届け出て負傷の記録を残す

■競技活動中にけがをしたら主催者へ届け出てください

競技活動中にけがをした場合は、当日大会事務局へ必ず届け出をしてください。届け出がないと大会事務局に負傷の記録が残らず、スポーツ安全保険金の請求ができない場合があります。

例)けがをしたあと、当日、医務室・救護所等で治療を受けず帰宅。その後、病院へ行き治療を受けた。

・転倒などはしたが、医務室・救護所等で治療を受けるまでには至らず、そのまま競技を続けた。その後、痛みが出て病院で治療を受けた。

けがの程度にかかわらず、当日、医務室・救護所等で診察や治療を受けなかった場合は、大会事務局に記録が残っていないことがありますのでご注意ください。

やむを得ない理由により当日届け出ができなかった場合は、早急に主催者へ届け出てください。

②事故通知依頼書
を入手し、事故通知
依頼をする

■スポーツ安全保険事故通知依頼書を入手し、MFJへ事故通知依頼をする。

事故通知をするためには、「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)/傷害保険」が必要です。

入手方法は、

・当日、大会事務局に用意があれば、そこで受け取る。

・MFJホームページからダウンロードする。MFJホームページ : <http://www.mfj.or.jp>

・MFJに電話にて請求する。MFJ☎ : 03-5565-0900

通知依頼は、

「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)/傷害保険」に必要事項を記入し、MFJ本部へ、FAX(03-5565-0907)、または郵送にてお送りください。

または、オンラインでの事故通知依頼も承っております。 <https://www.mfj.or.jp/hoken-syougai/index.html>

③MFJよりスポーツ安全協会へ事故通知をする

■MFJから(財)スポーツ安全協会へ事故通知をいたします

MFJへ提出された「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)/傷害保険」の報告内容に基づき、主催者より提出された競技会報告にて確認後、MFJより(財)スポーツ安全協会へ正式に事故通知をいたします。

事故通知などに関するお問い合わせは

MFJ TEL 03-5565-0900、FAX 03-5565-0908、メール mfj@mfj.or.jp まで

④保険会社より保険金請求書類が送られる

■保険会社より保険金請求書が送られます

この、(財)スポーツ安全協会への正式事故通知後、約10日前後で、東京海上日動火災保険株式会社(以下、保険会社)より保険金請求書類が送付されます。

保険金請求書が届かない場合は

MFJ または 東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-047 まで

⑤請求書類をそろえる

■保険金を請求する(請求書類をそろえる)

※MFJ加入のスポーツ安全保険の保険金請求手続きは、請求書の記入方法や送付先に、他の団体とは異なる点がありますのでご注意ください。

送られてくる書類について

保険会社より、下記のもの送られます。(傷害保険/入通院保険金の場合)

- スポーツ安全保険 傷害保険金ご請求のご案内
(保険金請求書・診断書書式・その他の6枚つづり)
- 返信用封筒 (東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナー宛の返信用封筒)

保険金請求に必要な書類について

基本的には 傷害保険金ご請求のご案内 のとおりです。

ただし、**必ずご送付いただく書類 ②加入依頼書のコピー** につきましては、**添付の必要はありません。** 団体代表者であるMFJが対応いたします。

保険金請求書の記入について

基本的には 5. 保険金請求書記入例 のとおりです。

ただし、**② 団体代表者証明印**

④ 加入内容

につきましては、記入の必要はありません。

団体代表者であるMFJが記入・捺印いたします。

返送先について

返送先は、保険会社ではなく MFJ です。

返送先が東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナーと案内されておりますが、返送先はMFJとなります。封筒をご用意のうえ、下記送付先までお送りください。

※送り先が保険会社ではなく、なぜMFJなのか？

MFJが団体代表者であり、MFJにて記入・捺印をする項目があるためです。

⑥請求書類をMFJへ送る

■保険金を請求する(請求書類を送る)

保険金請求書類はMFJ本部へお送りください。

〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10階
(財)日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)・スポーツ安全保険係

⑦保険会社より保険金が支払われる

■保険会社より保険金が支払われます

保険会社で請求内容が確認された後、保険金をご指定の金融機関口座へ振り込まれます。

保険金の支払いなどに関するお問い合わせは

東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナー TEL 0120-789-047 まで

後遺障害・死亡保険金、および、突然死葬祭費用保険金のご請求に関しましては、MFJ/スポーツ安全保険係、または、東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナーまでお問い合わせください。